

平成18年第1回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

1 期 日 平成18年2月14日 午後2時00分開会  
平成18年2月14日 午後2時15分閉会

2 議会会議場所

三重県自治会館 4階 第1研修室

3 出席議員

議員	井上	哲夫
議員	伊藤	允久
議員	服部	忠行
議員	木戸口	眞澄
議員	北裏	公教

4 欠席議員

議員	亀井	利克
議員	今岡	睦之
議員	欠	員

5 議会定例会出席議事説明者

執行部側

管理者	水谷	元
事務局長	宇佐美	明保
事務局総務課長	山下	弘文
事務局徴収課長	柏木	浩朗

議会事務局側

書記長徴収課主査	島谷	道久
書記徴収課主事	佐波	洋人

# 平成 18 年第 1 回三重地方税管理回収機構議会

## 定例会議事録

議長（服部忠行議員） 「これより、議会定例会に入らせていただきます。ただいまの出席議員は 5 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成 18 年第 1 回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会いたします。それでは、本日の会議に入ります。」

議長（服部忠行議員） 「はじめに、本定例会の書記として、島谷道久徴収課主査、佐波洋人徴収課主事を任命し、議事進行を補佐させます。」

議長（服部忠行議員） 「次に、日程に先立ち、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、これは、本機構管理者をはじめ、お手元にお配りした報告に記載のとおりであります。」

議長（服部忠行議員） 「次に、議事日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 60 条の規定により、伊藤議員、木戸口議員を指名いたします。よろしく願いいたします。」

議長（服部忠行議員） 「つづきまして、議事日程第 2、会期の件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者有り

議長（服部忠行議員） 「ご異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定いたしました。それでは、議事日程第 3、議案第 1 号、平成 18 年度三重地方税管理回収機構一般会計予算に

ついて、議題といたします。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第1号について報告いたします。平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について。平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計の予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ269,387千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

一時借入金

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

歳出予算の流用

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用。

以上です。」

議長（服部忠行議員） 「提出議案につき、執行部側の説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美保君） 「はい。議案第1号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成18年度一般会計予算は、歳入歳出とも269,387千円であります。前年度一般会計予算と比較いたします

と、16,618千円の増となっております。  
歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、5ページの第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為をご覧いただき、内容につきましては、先程の全員協議会にて説明したとおりであります。また、第2表の債務負担行為は、平成18年度契約に係る債務負担行為について、議会の議決が必要となります。  
一時借入金の最高額は2,000万円につきましては、昨年と同様です。  
また、支出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合とは、予算額に過不足が生じた場合に同一款内での各項間の流用することができるというものでございます。ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。これより、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、ご質疑のある方、通告願います。ご質疑はございませんか。」

「なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「なしの声をいただきました。これで議案第1号について、質疑を終了いたします。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計予算について、執行部側の提案どおりとすることにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（服部忠行議員） 「ご異議なしと認めます。よって、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計予算は、執行部側の提案どおり決しました。」

議長（服部忠行議員） 「つづきまして、議事日程第3、議案第2

号、議案第3号について、一括して議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第2号について報告いたします。三重地方税管理回収機構事務局設置条例の一部改正について。三重地方税管理回収機構事務局設置条例（三重地方税管理回収機構条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中、関係市町村を関係市町に改める。

附則 施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

提案理由 構成市町村の合併に伴い関係する規定を整備する必要から、この議案を提出するものである。

ひきつづき、議案第3号について報告いたします。事案の移管等に関する条例の一部改正について。事案の移管等に関する条例（三重地方税管理回収機構条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則中、別表に掲げる市町村を別表に掲げる市町に、関係市町村を関係市町に、当該関係市町村を当該関係市町に改める。

附則 施行期日

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

提案理由、構成市町村の合併に伴い関係する規定を整備する必要から、この議案を提出するものである。

以上です。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定により、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。これより、議案第2号、議案第3号について採決いたします。本案は、執

行部の提案どおりとすることにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「全員異議なしと認めます。よって、本案は執行部の提案どおり決しました。」

議長（服部忠行議員） 「つづきまして、議事日程第3、議案第4号について議題といたします。執行部側から原案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第4号について、報告いたします。三重地方税管理回収機構監査委員の選任について。三重地方税管理回収機構の監査委員に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第11条第2項の規定によって、議会の選任について同意を求める。

記 氏名 木戸口 真澄明和町長  
以上です。」

議長（服部忠行議員） 「提出議案につき、執行部側の説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美保君） 「はい。議案第4号、三重地方税管理回収機構監査委員の選任については、平成17年度の市町村合併に伴いまして、前勢和村村長林村長が監査委員でございました。失職となりましたので、後任として、三重県町村会事務局よりご推薦をいただきました木戸口議員を機構規約第11条第2項に基づき、監査委員の選任について上程をいたしました。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定により、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「これより、議案第4号について採決いたします。本案は、執行部原案のとおり選任することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり選任することに決しました。」

議長（服部忠行議員） 「つづきまして、議事日程第3、議案第5号について議題といたします。執行部側から議案が提出されましたので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第5号について、報告いたします。三重地方税管理回収機構公平委員の選任について。三重地方税管理回収機構の公平委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求めらる。」

記 氏名 糸川 洪司 三重県市長会事務局長  
以上です。」

議長（服部忠行議員） 「提出議案につき、執行部側の説明を求めます。宇佐美事務局長。」

事務局長（宇佐美保君） 「はい。議案第5号、三重地方税管理回収機構公平委員の選任について。平成17年度三重県市長会事務局長の堀内様が異動されました。後任として、糸川啓司事務局長が就任されました。三重県市長会糸川事務局長を地方公務員法第9条第2項に基づき、本機構公平委員としての選任について上程をいたしました。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（服部忠行議員） 「お諮りいたします。本案につきましては、



三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定により、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「ありがとうございます。これより、議案第5号について採決いたします。本案は、執行部原案のとおり選任することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（服部忠行議員） 「異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり選任することに決しました。」

議長（服部忠行議員） 「以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。よって平成18年第1回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会といたします。議事執行にご協力を賜り誠にありがとうございました。」